

東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中
核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第2項の規定は、令和2年4
月1日から適用する。